

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告事業実施要領  
平成31年1月8日30世保推第1431号  
改正

令和2年9月9日 2世保企第656号

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区広告掲載要綱（平成20年9月1日20世広第70号。以下「掲載要綱」という。）及び世田谷区広告掲載基準（平成20年9月1日政策経営部長決定。以下「掲載基準」という。）に基づき、世田谷区（以下「区」という。）が発行する女性のがん検診受診票等送付用封筒へ掲載する広告募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、掲載要綱において定める意義による。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載については、掲載基準を遵守するものとする。

(広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間及び掲載料金)

第4条 広告の掲載規格、数量、位置、掲載期間及び掲載料等詳細については、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、区ホームページ等での周知により行う。

(広告掲載の申込)

第6条 区長は、広告掲載希望者に対し、世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）、及び以下に定める必要書類を区長が指定する期限までに提出させるものとする。

- (1) 広告掲載に係る法人等の概要（業務内容を含む）を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（広告掲載の決定）

第7条 区長は、申込書提出期限より概ね2週間以内に、掲載要綱及び掲載基準の定めるところにより広告掲載の可否を判断し、掲載することを決定したときは世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）により、掲載しないことを決定したときは世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告不掲載決定通知書（第3号様式）により、申込書を提出した者に通知するものとする。

2 前項の場合において、掲載が可能であると判断する広告が第4条により定める広告枠数を超える場合は、掲載基準第7条に定める優先順位が上位のものを掲載することとし、同順位のものが複数ある場合は、抽選により掲載を決定する。

（広告掲載料の納付）

第8条 区長は、広告を掲載することが決定した掲載希望者（以下「広告主」という。）へ納入通知書を発行し、区長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納させるものとする。

（広告掲載料の返還）

第9条 納付された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができない場合には、区長は納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、区長が

指定する期日までに、書面を添えて申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告原稿の作成)

第11条 区長は、広告主に広告原稿を作成させ、区長が指定する期日までに広告原稿を区へ提出させるものとする。広告原稿の作成に要する費用は広告主の負担とする。

(広告原稿の内容)

第12条 区長は、広告主の広告原稿提出後、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反する恐れがあると判断したとき、また掲載要綱、掲載基準に接触していると判断したときは、広告主に対し、広告内容等の変更を求めるものとする。

2 前項の場合において、校正における広告内容等の修正に要する費用は広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消)

第13条 区長は、次のいずれかに該当する場合には、広告を掲載することの決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主が前条に定める区長の求めに応じないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が不適当であると区長が認めたとき

2 区長は、前項の規定により掲載することの決定を取り消したときは、世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載決定取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。  
2 区長は、第三者より広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決させるものとする。

(委任)

第15条 本実施要領の施行に関し必要な事項は、世田谷保健所健康企画課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。

附 則（令和2年9月9日、2世保企第656号）

この要領は、令和2年9月18日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載申込書

年　月　日

世田谷区長 あて

申込者 住 所

団体名

代表者

印

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載実施要領第6条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申込みにあたっては、世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載実施要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容

（掲載を希望する広告の内容を記入してください。）

2 担当者連絡先

（1）部署名

（2）担当者名

（3）電話番号

（4）FAX 番号

（5）E-mail

第2号様式（第7条関係）

世保企第 号

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載決定通知書

この度は、世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載にお申込みいただき、ありがとうございました。

さて、 年 月 日付でお申込みいただいた広告掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

- (1) 掲載期間 年度の送付分  
(2) 広告内容

2 条件等

- (1) 広告掲載料 円

※納入方法：後日送付する納入通知書により、指定する期日までに指定の金融機関でお支払いをお願いします。

- (2) 広告原稿提出

年 月 日までに、区担当者へ提出してください。

3 その他

第3号様式（第7条関係）

世保企第　　号  
年　　月　　日

あて

世田谷区長名　　印

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告不掲載決定通知書

この度は、世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載のお申込みをいただき、ありがとうございました。

さて、　　年　　月　　日付でお申込みいただいた広告掲載については、下記の理由により掲載しないこととなりましたので通知します。

ご希望に添えず申し訳ございませんでした。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 申込内容等

- (1) 掲載期間　　年度の送付分  
(2) 広告内容

2 不掲載理由

第4号様式（第13条関係）

世保企第　号

年　月　日

あて

世田谷区長名　印

世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載決定取消通知書

年　月　日付　世保推第　号により通知しました世田谷区女性のがん検診受診票等送付用封筒広告掲載の決定について、下記の理由により広告掲載の決定を取り消しさせていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 申込内容等

- (1) 掲載期間　　年度の送付分
- (2) 広告内容

2 取消理由